

宗像市資金管理運用基準

会計管理者は、自治体の自己責任の原則に適う資金の管理運用を行うため、次のとおり定める。

第1 資金の種類

この基準でいう資金とは、歳計現金、歳計外現金、基金をいう。

第2 歳計現金の管理運用

- 1 歳計現金は支払いに対応する準備金であることから、各部等から翌月の収支予定表を提出させることにより、資金の需給を把握する。
- 2 会計課に収納された歳計現金は、原則として指定金融機関の決済用預金口座または普通預金口座により管理する。
- 3 指定金融機関への預金を継続しておくことが、支払資金確保の観点から不適当と会計管理者が判断した場合には、その理由が解消されるまでの間、支払い事務の執行に支障がない範囲の金額を除く資金を、他の金融機関に移動する。
- 4 前項の理由が解消された場合は、速やかに指定金融機関の所定の口座に資金を戻し、第2項により、資金管理を行う。
- 5 支払資金の状況により、適当な金額を大口定期預金、大口譲渡性預金で運用する。
- 6 前項の運用にかかる金額と期間は、資金の状況により、会計管理者がその都度決定する。

第3 歳入歳出外現金

歳計外現金の管理運用は、歳計現金の例による。

第4 基金の管理運用

- 1 各種基金の資金は、原則として指定金融機関の決済用預金口座又は普通預金口座で管理する。この際の口座は、基金ごとに別口座とせず、一括管理する。
- 2 各会計への一時繰替金として使用する予定のない資金は、安全かつ有利な方法で運用する。
- 3 運用は大口定期預金、大口譲渡性預金とする。ただし、利回りの比較、期間、金額等の点で、他の金融商品が運用上有利と判断される場合は、債券での運用ができるものとする。
- 4 債券運用を行う場合は、宗像市債券運用基準を遵守する。
- 5 大口定期預金、大口譲渡性預金をする場合、指定金融機関等（原則として市内に支店を有するもの）へ利率の引き合いをし、より有利な運用に努めるものとする。

なお、預金額の比率は公金取扱業務の状況、制度融資や地方債（銀行等引受額）借入額等及び運用資金の総額等を勘案し、概ね4月、10月の年2回、市長（財政課）と協議し、会計管理者が決定する。

第5 預金の取扱い

1 預金についての対応

預金については、下記基準により、総合的に判断し、経営状況が一定水準を上回る金融機関とする。

- ① 資本比率について、原則8%（店舗が国内のみは4%）以上を維持していること。
- ② 上場銀行にあっては、株価が良好に維持されていること。
- ③ 格付機関による格付けが公表されている金融機関にあっては、格付けが投資適格等級以上であること。

上記基準に基づき、経営状況に応じて、次の（1）から（4）に定める対応を決定する。

- （1）制限なし
- （2）預入期間、預入金額及び預金商品の制限
- （3）新規預金の停止
- （4）中途解約

なお、（2）及び（3）の対応を決定する場合は、宗像市資金管理運用委員会（以下「管理運用委員会」という。）での意見を聴くこととし、（4）の対応を決定する場合は、預金先金融機関の役員から直近の経営実態等についてヒアリングを行い、資金管理運用委員会の意見を聴いた上で決定する。

2 経営状況の監視

（1）注意シグナル指標

1に定める基準に先立って預金先金融機関の経営悪化の兆候を早期に察知するため、注意シグナル指標として、株価及び利回り等を日常的に監視する。

（2）財務分析

預金先金融機関の経営状況について、四半期又は決算期（中間決算含む）ごとに健全性、収益性、効率性及び流動性の観点から、業態比較表により分析する。

また、必要な場合には、決算期等に公表されていない数値についても情報収集を行うなど、預金先金融機関からのヒアリングを実施し、悪化要因を分析する。

第6 資金管理体制

1 権限及び体制

（1）資金管理の権限及び責任

本基準の適用を受ける資金管理の権限及び責任は会計管理者が有する。

会計管理者は、金融情勢等に応じた適確な判断のもとで安全かつ効率的な資金管理を行うため、必要に応じ管理運用委員会の意見を聴く。

（2）実施体制

保管・運用及び調達にあたっては、会計管理者、会計課審査係長及び必要に応じ財政課と協議し実務上の指針等を決定し、それに基づいて実施する。

2 資金管理に従事する者の義務

資金の管理に従事する者は、扱う資金が市民から預かった公の財産であることを踏まえ、市民の利益を第一目的として、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 職務上行う資金の管理及び運用にあたっては、常に法令の定めるところにより、最

も安全かつ有利な方法で行われるように努めなければならない。

- ② 日常的な管理業務にあつては、金融機関の自己開示情報の整理や、新聞、放送等の第三者情報の把握といった当然の注意を怠ってはならない。

第7 本基準の見直し

本基準について、重要な変更を行う必要が生じた場合は、管理運用委員会で協議を行い、これを変更する。

付 則

本方針及び基準は平成15年10月6日から適用する。

一部改正（平成17年8月25日）

一部改正（平成19年5月23日）

一部改正（平成20年5月 8日）

一部改正（平成21年6月15日）

一部改正（平成22年5月17日）

一部改正（平成27年5月26日）

一部改正（令和7年8月6日）